

6. その他

(1) 是正の要求等に関する調 (令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)

① 都道府県分

- ア 法第245条の5による是正の要求等に関するもの <該当なし>
- イ 法第245条の6による是正の勧告に関するもの <市区町村のみ調査対象>
- ウ 法第245条の7による是正の指示に関するもの <該当なし>
- エ 法第245条の8による代執行等に関するもの

都道府県名	第1項の規定に基づく大臣の勧告の年月日及びその内容並びに対応の状況	国の担当府省庁名	第2項の規定に基づく指示の年月日及び対応の状況	第3項の規定に基づく出訴の年月日及び結果並びに対応の状況	第8項の規定に基づく代執行年月日及び方法
沖縄県	R5.9.19 公有水面埋立法第42条第3項が準用する同法第13条ノ2に基づく承認を行わないことは同条に違反するため、承認を行うよう勧告を受けたが、最高裁判決の内容を精査する必要があること、県民等から寄せられた意見の分析を行い、対応を検討する必要があることから、勧告の期限までに承認の判断を行えなかった。	国土交通省	R5.9.28指示有り 承認を行わない	R5.10.5 国土交通省出訴 請求認容 承認を行わない	代執行有り R5.12.28国土交通大臣が知事に代わって承認
沖縄県	R6.5.10 沖縄県漁業調整規則第40条第1項に基づくサンゴ類の特別採捕許可を行わないことは、漁業法第119条第2項第1号の規定に違反するため、R6.5.16までに許可をするよう勧告を受けたが、勧告の期限までに許可を行うことは困難であったため、許可を行わなかった。	農林水産省	R6.5.17指示有り 許可を行った		
計	2件		2件	1件	1件

② 市区町村分

- ア 法第245条の5による是正の要求等に関するもの <該当なし>
- イ 法第245条の6による是正の勧告に関するもの <該当なし>
- ウ 法第245条の7による是正の指示に関するもの <該当なし>
- (ア) 第1号法定受託事務に関するもの <該当なし>
- (イ) 第2号法定受託事務に関するもの <該当なし>
- エ 法第245条の8による代執行等に関するもの
- (ア) 第1号法定受託事務に関するもの <該当なし>
- (イ) 第2号法定受託事務に関するもの <該当なし>